

令和 6 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 16 |

令和 6 年 6 月 1 3 日 (木曜日)

総務委員会会議録

令和6年6月13日 木曜日

午前10時00分開議

午前11時39分閉議（実時間90分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第68号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分））
1. 議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第2号）
1. 議案第52号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第14号）
1. 議案第54号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
1. 議案第57号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
1. 議案第58号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（坂本町田上中畑地区の倒木による緊急対応について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 谷川登君
委員 太田広則君
委員 高山正夫君
委員 野崎伸也君
委員 百田隆君
委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 松川由美君
財務部次長 加来康弘君
理事兼市民税課長 岩崎龍一君
資産税課長 草原清一君
市長公室
人事課長 田中博之君
総務企画部
デジタル推進課長 上野信君
デジタル推進課主幹兼システム管理係長 松永若子君
坂本支所長 松野光洋君
坂本支所地域振興課長 松田薫君
市民環境部
市民課長 相澤誠君

○記録担当書記 小谷匠君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いた

します。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長（松川由美君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の松川でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案であります議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算第3号（関係分）につきまして、加来財務部次長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○財務部次長（加来康弘君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の加来でございます。よろしくお願いたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号をお願いたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ24億5260万円

を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ705億2980万円としております。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費でございますが、本年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行っております。

上から款2・総務費の泉支所移転関係事業は、後ほど歳出で説明いたしますが、工事に係る資材等の仕入れや工期確保のため、年度内の事業完了が困難となることから、繰越明許費2億1680万円を設定するものでございます。

次の款6・商工費の広域交流センターさかもと館（道の駅）整備事業（豪雨災害）は、広域交流センターさかもと館の現在の建物の解体工事及び再整備のための基本設計、実施設計に要する経費として、1億5170万円の補正を提出しているところですが、国の建物等調査の完了時期によって、工事等の着手時期が変わり、年度内完了が見込めないため、繰越明許費として1億4417万円を設定するものでございます。

次に、第3表、地方債補正ですが、いずれも変更による補正で、上から支所庁舎施設整備事業は、補正前の限度額1億5670万円に2億5740万円を追加し、補正後の限度額を4億1410万円。次の観光施設整備事業は、補正前の限度額5510万円に350万円を追加し、補正後の限度額を5860万円。次の道路整備事業は、補正前の限度額8億2280万円に3710万円を追加し、補正後の限度額を8億5990万円。次の災害復旧事業は、補正前の限度額7億8270万円に1900万円を追加し、8億170万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款22・市債で説明をいたします。

それでは、まず、歳入を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

上段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税は、1億9815万8000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・児童福祉費負担金で、児童手当交付金3億3359万6000円を追加しております。これは、国のこども未来戦略に基づき、令和6年10月から実施される児童手当の拡充に必要な給付費に係る国の交付金で、交付率は子供の年齢が3歳未満か3歳以上か、また、保護者の勤務形態が会社員などの被用者か、自営などの非被用者かの違いにより、5分の3、9分の7、15分の13に区分されております。

次の下段の表、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金705万1000円を追加しております。これは、ただいま国庫負担金で申しました令和6年10月から実施される児童手当の拡充に対応するためのシステム改修や郵便料などの経費に係る国の定額の補助金でございます。

次の目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン助成金1億8011万8000円を追加しております。これは、定期予防接種に移行した新型コロナウイルスワクチン接種が令和6年10月から開始されることに伴う、必要な経費に係る国の定額の助成金でございます。

次の目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金では、橋梁長寿命化修繕事業交付金5043万5000円を追加しております。これは、橋梁を良好な状態に保つための維持、修繕を行う橋梁長寿命化修繕事業に対する国の交付金で、交付率は10分の5.5でございます。

9ページをお願いします。

上段の表、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節2・児童福祉費負担金では、児童手当交付金4348万6000円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で説明しました、令和6年10月から実施される児童手当の拡充に必要な給付に係る県の交付金で、交付率は、こちらも子供の年齢が3歳未満か3歳以上か、保護者の雇用形態が被用者か否かにより、15分の1と9分の1に区分されております。

次に、中段の表、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、豪雨災害者等支援交付金551万円を追加しております。これは、先ほど繰越明許費で申しました広域交流センターさかもと館の再整備に係る基本設計の県の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次の目4、農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、11億6134万円を追加しております。内訳としましては、説明欄最初の強い農業づくり総合支援交付金11億3561万6000円は、地域農業において中心的な役割を果たしている八代地域農業協同組合が集出荷貯蔵施設を整備する経費の一部を補助する県の交付金。次の攻めの園芸緊急生産対策事業補助金2301万1000円は、品質向上、生産性向上、コスト低減等に資する機械の導入に要する経費の一部を補助する県の補助金。3行目の施設園芸産地緊急発展事業補助金271万3000円は、遊休化ハウスの増加やハウス設備費用の高騰により、中古ハウスを有効利用するための移設費や補修・補強、仕様変更に要する経費の一部を補助する県の補助金で、それぞれ交付率、補助率は10分の10でございます。

次の目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で、林道施設災害復旧事業費補助金1984万7000円を追加

しております。これは、令和2年7月豪雨災害により被災した林道南川内線の災害復旧工事に係る県の補助金で、交付率は10分の9.96でございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項3・委託金、目6・教育費委託金、節3・中学校費委託金で60万3000円を追加しております。これは、学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行に向けた、コーディネーターの導入に要する経費に充てるもので、説明欄1つ目の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金40万2000円は、運動部に係る委託金。説明欄2つ目の地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業委託金20万1000円は、文化部に係る委託金で、いずれも交付率は10分の10でございます。

10ページをお願いします。

上段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目8・節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金で、220万円を追加しております。これは、観光交流事業として、八代亜紀さんの追悼特別企画に係る経費の財源とするものでございます。

次の目16・節1・八代市スポーツ振興基金繰入金で、170万円を追加しております。これは、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業として、本市及び台湾代表のジュニアバドミントン選手のスポーツ交流に係る経費の財源とするものでございます。

次に、中段の表、款21・諸収入、項3・貸付金元利収入、目3・農林水産業費貸付金元利収入、節1・農業費貸付金元利収入で、495万6000円を追加しております。これは、国の農山漁村振興交付金を活用して取組を進める団体に対して貸し付けるつなぎ資金の返還金でございます。

次に、下段の表、項4・目5・節8・雑入

で、1億2660万円を追加しております。これは、令和2年7月豪雨災害で被災した、広域交流センターさかもと館のかさ上げに対する国からの補償金でございます。

11ページをお願いします。

款22・項1・市債で、上から目1・総務債、節1・総務管理債は、2億5740万円を追加しております。これは、後ほど歳出で説明いたします泉支所の移転に要する経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目5・商工債、節2・観光債は、350万円を追加しております。これは、日奈久温泉センターばんぺい湯における給湯用配管の取替え工事に要する経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目6・土木債、節1・道路橋梁債は、3710万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました橋梁長寿命化修繕事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。

次に、目9・災害復旧債、節3・その他公共・公用施設災害復旧債は、1710万円を追加しております。

説明欄1つ目、広域交流センターさかもと館（道の駅）整備事業1400万円は、先ほど繰越明許費等で申しました、広域交流センターさかもと館の再整備に係る実施設計に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

説明欄2つ目、公営住宅管理事業310万円は、令和6年2月21日の落雷により破損した新町団地の給水設備の修繕に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

次の節4・文教施設災害復旧債190万円は、令和6年2月21日及び4月3日の落雷により破損した総合体育館の小アリーナ、大アリ

一ナの空調制御基盤の修繕に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち、総務費を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費で、上から目1・一般管理費は、人事関係一般事務事業として52万8000円を追加しております。これは、国のこども未来戦略に基づき、令和6年10月から実施される児童手当の拡充に対応するため、職員への支給に用いております児童手当システムの改修委託経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、子ども・子育て支援事業費補助金を全額充当しております。

次に、目4・財産管理費は、泉支所移転関係事業として2億7100万円を追加しております。これは、築50年が経過し、老朽化が進んでいる現在の泉支所から振興センターいずみへの支所機能を移転させる経費を補正するもので、振興センターいずみの改修工事や泉支所に設置してあります震度情報設備システムの移転工事などを行うものでございます。

なお、先ほど第2表、繰越明許費でも申しましたように、当該工事につきましては、資材等の仕入れや工期の確保のため、令和6年度内の事業完了が困難となることから、繰越明許費2億1680万円を設定することとしております。

次の目5・企画費の地域おこし協力隊事業につきましては、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第68号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について財務部から説明願います。

○財務部長（松川由美君） それでは、同じく予算議案でございます議案第68号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）につきまして、引き続き、加来財務部次長が説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、追加提出の議案書1ページ目をお願いいたします。

議案第68号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第4号でございます。

3ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ920万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ705億3900万円としております。

また、第2条で、地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正の災害復旧事業では、補正前の限度額8億170万円に920万円を追加し、補正後の限度額を8億1090万円としております。

それでは、総務委員会付託分につきまして、歳入のみとなりますが、説明をいたします。

8ページをお願いします。

上段の歳入の表、款22・項1・市債、目6・土木債、節1・道路橋梁債で920万円を追加しております。これは、本年の4月29日の大雨により、路肩が崩壊した市道市ノ俣線について、災害復旧に必要な経費に充てるもので、充当率100%の過疎債でございます。

この市ノ俣線は、今年度、令和2年7月豪雨災害の災害復旧工事を予定している市道でございますが、今回発生した路肩崩壊箇所は、その復旧現場に向かうルート上に位置していることから、現在、大型車両10トン車が通行できない状況となっており、早急に崩壊箇所の復旧工事を行う必要があるところでございます。なお、被災後、現場の測量や設計に時間を要しましたことから、今回の追加提案となったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第68号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第50号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部長（松川由美君） それでは、続きまして、事件議案でございます。

専決処分の報告及びその承認につきまして、本6月定例会では、予算関係を3議案、条例関係で2議案提案いたしております。

まず、予算関係で、議案第50号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）に係る専決処分について、議案第51号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第2号に係る専決処分について、議案第52号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第14号に係る専決処分について、以上3議案を加来財務部次長により説明をいたします。

その後、条例関係の議案第54号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について、議案第56号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を

改正する条例に係る専決処分については、所管の課長より説明いたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしくお願いいいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第50号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第4号として、令和5年度八代市一般会計補正予算・第13号を専決処分したものでございます。これは、高収益化や生産基盤強化に取り組む農業者を支援する産地生産基盤パワーアップ事業について、3月21日付で国の事業採択を受けたことから、3月28日付で専決処分したものでございます。

5ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ4億1180万6000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ704億360万6000円としております。

また、第2条では、繰越明許費の補正を設定しております。

内容は次の6ページの下段を御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。今回、補正で計上しました産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、令和5年度内の施設整備完了が困難なことから、全額、繰越明許費を設定したものでございます。

それでは、総務委員会付託分につきまして、歳入のみとなりますが、説明いたします。

10ページをお願いいたします。

上段の歳入、款16・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、4億1180万6000円を追

加しております。これは、先ほど申し上げました産地生産基盤パワーアップ事業に係る県の補助金で、交付率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第50号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第2号）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第51号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第2号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしくお願いいいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第51号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

12ページをお願いします。

専決第5号として、令和6年度八代市一般会計補正予算・第2号を専決処分したものでございます。これは、本年1月1日に発生した能登半島地震により被災した石川県珠洲市の要請に応じ、公費解体業務支援のため、本市職員を派遣することとなったため、その派遣経費について3月28日付で専決処分したものでございます。

15ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ190万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ680億7720万円としております。

20ページをお願いします。

上段の表の歳入、款11・項1・目1・節1・地方交付税で190万円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、下段の表の歳出、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で190万円を追加しております。これは、先ほど申しました能登半島地震により被災した石川県珠洲市の要請に応じ、公費解体業務支援のため、本市職員を派遣するために必要な旅費、時間外手当、公用車燃料費などの経費でございます。派遣は4月3日から4月25日までの期間で、1チーム当たり職員2名を3チーム交代で延べ6名を派遣しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 確認です。今回6名ということで、今まで何名、トータル延べ人数分かりますか。応援に入られた職員の数。

○人事課長（田中博之君） 人事課の田中でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのですね、6名以外の総数なんです

けども、支援内容としましては、応急対策職員派遣制度をですね、こちらのほうによりまして、八代市の場合11陣ありまして、22名の派遣を行っております。こちらのほうはですね、石川県輪島市のほうに派遣のほうを行っております。

以上でございます。（委員太田広則君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第2号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第52号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第14号）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第52号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第14号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第52号・専決処分の報告及びその承認

についてでございます。

26ページをお願いいたします。

専決第6号として、令和5年度八代市一般会計補正予算・第14号を専決処分したものでございます。

29ページをお願いします。

第1条、歳入予算の補正でございますが、今回の補正予算では、歳入予算の組替えのみを計上しており、補正後の額も補正前の額と同額で、歳出予算の補正はございません。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては30ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、いずれも変更による補正で、上から河川海岸整備事業では、補正前の限度額3630万円に760万円を追加し、補正後の限度額を4390万円。次の港湾整備事業では、補正前の限度額2億2660万円に130万円を追加し、補正後の限度額を2億2790万円。次の消防施設整備事業では、補正前の限度額2830万円に1320万円を追加し、補正後の限度額を4150万円としております。なお、詳しい内容は後ほど歳入、款22・市債で説明いたします。

それでは、歳入を説明いたします。

33ページをお願いします。

款11・項1・目1・地方交付税で889万5000円を減額しております。これは、先ほど地方債補正で申しました3つの事業の起債限度額を増額したことに伴う、歳入予算の組替え等により減額するものでございます。

次に、款16・県支出金、項2・県補助金、目6・消防費県補助金、節1・消防費補助金については、消防団整備事業の財源となっている県の石油貯蔵施設立地対策等交付金が、本市の石油貯蔵能力量の減少により交付基準を満たさず、交付されなくなったため、1320万5000円を減額しております。

次に、款22・項1・市債、目6・土木債、節2・河川債760万円のうち、説明欄1つ目、県河川海岸事業負担金130万円は、国の補正予算に伴う事業費増によるもので、充当率100%の公共事業等債でございます。2つ目の市内一円河川改修事業630万円は、大坪川しゅんせつ工事が充当率100%の緊急浚渫推進事業債の対象になったことから増額したものでございます。

次の節3・港湾債は、港湾施設改修事業における鏡港の泊地しゅんせつ工事において、起債対象経費が当初の見込みより増加したことから、市債として充当率100%の過疎債を130万円増額しております。

次の目7・消防債の消防団整備事業1320万円は、先ほど県支出金で説明しました交付されなくなった石油貯蔵施設立地対策等交付金の代替財源として、緊急防災・減災事業債を増額したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第14号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会します。

(午前10時41分 小会)

(午前10時42分 本会)

◎議案第54号・専決処分の報告及びその承認について(八代市市税条例の一部を改正する条例)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第54号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼市民税課長(岩崎龍一君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)市民税課の岩崎です。よろしくお願いいたします。

議案第54号・専決処分の報告及び承認についてでございます。内容につきましては、着座にて説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○理事兼市民税課長(岩崎龍一君) それでは、議案書の39ページをお開きください。

初めに、提案理由です。専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから、提案するものでございます。

それでは、40ページをお願いします。

専決第8号、専決処分書でございます。内容は、八代市市税条例の一部を改正する条例でございます。条例改正の内容は41ページから52ページとなっておりますが、改正の主なものにつきましては、先にお配りしております、右上のほうに、令和6年6月13日総務委員会、議案第54号、市民税課・資産税課と書いてあります資料のほうで説明させていただきます。

まず、資料の1ページ、1の改正の趣旨といたしましては、令和6年度税制改正を含む地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。専決の理由といたしまして

は、地方税法等の一部を改正する法律は、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されるものがあるため、令和6年3月30日で専決処分を行ったものでございます。

次に、2、改正の主な概要についてです。市民税課所管分については、私のほうから説明を行い、資産税課所管分については、草原資産税課長のほうから説明をいたします。

それでは、市民税課所管の改正点について、説明させていただきます。

改正につきましては、主に2点となります。まず、1つ目が個人住民税の定額減税についてでございます。令和6年度課税分の個人住民税については、定額減税が実施されるものです。

(1)対象となる方は、令和6年度個人住民税の所得割を納めていただく方のうち、合計所得金額が1805万円以下の方になります。給与収入ベースで言いますと、収入が2000万円以下の方となります。

(2)減税額としましては、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円となっております。例えば、個人住民税が年額10万円課税されている本人、控除対象配偶者及び子供2人の4人家族であれば、1万円掛ける4人の4万円が減税され、10万円から4万円を差し引いた年額6万円の個人住民税となります。

(3)の徴収方法としましては、主に特別徴収と普通徴収がでございます。まず、①の給与所得に係る特別徴収につきましては、元来、当該年の6月から翌年の5月までの12期でならして、給料のほうから控除されます。今回の減税は、原則として6月分は徴収せず、7月から5月までの11期でならされて給料から控除されます。また、②の事業所得者などの方の普通徴収につきましては、6月、8月、10月、12月の4期で納めていただいております。期別の変更はございませんが、定額減税前の税額を基に算出された第1期分、令和6年6月分の税額

から控除され、控除しきれない場合は、第2期分、令和6年8月分以降の税額から順次控除されることとなります。

次に、2つ目が資料の2ページの令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例になります。令和6年能登半島地震に係る個人住民税の雑損控除の特例措置が設けられております。令和6年能登半島地震により、住宅・家財などの資産に損害が生じた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合、申告を行うことにより、令和6年度の個人住民税の雑損控除の適用を受けることができます。なお、この特例控除を受けずに、通常どおり令和7年度分の個人住民税において雑損控除の申告をすることも可能でございます。

市民税課所管の改正については、以上でございます。

○資産税課長（草原清一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課、草原でございます。よろしくお願いたします。引き続き、資産税課所管分の改正内容について、着座にて説明させていただきます。

資料は、引き続き2ページ目の中央です。

固定資産税に関する主な改正は、特定バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置でございまして、令和6年4月1日施行となっております。これは、新たに取得したバイオマス発電設備の出力が1万キロワット以上2万キロワット未満で、木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマス発電設備の固定資産税の課税標準額は、価格の7分の6とするものでございます。

特例対象設備の取得期限は令和8年3月31日まで、適用期間は新たに課税することとなった年度から3年度分となります。

参考までに、本市において、当該発電出力規模のバイオマス発電設備の特例措置の適用はご

ざいせん。

なお、今回の改正とは関係ございませんが、1万キロワット未満のバイオマス発電設備は1件適用がでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第56号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○資産税課長（草原清一君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課の草原でございます。着座にて説明させていただきます。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第56号・専決処分の報告及び承認についてでございます。

初めに、提案理由でございますが、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから、提案するものでございます。

58ページをお願いいたします。

専決第10号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分書でございます。

条例改正文は59ページとなっておりますが、内容につきましては、さきにお配りしております右上に、令和6年6月13日、総務委員会、議案第56号資産税課と書いてあります資料で説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、専決の理由といたしましては、同省令が令和6年3月30日に公布され、八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の効力が令和6年3月31日限りとなっております。条例の失効前に施行を要することから、令和6年3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、2、改正の主な概要につきましては、八代市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備の取得等をした場合における固定資産税の課税免除の適用要件である取得期間が令和6年3月31日から3年間延長になったことにより、当該条例における取得期間を令和9年3月31日までとするものでございます。

最後に、3、施行日につきましては、公布の日、令和6年3月30日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第56号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前10時54分 小会）

（午前10時55分 本会）

◎議案第57号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第57号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（上野 信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課、上野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して、

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第57号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書は61ページからになります。お配りしております、右肩に議案第57号関係資料と記載した資料で説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定を改正するものです。

次に、改正の内容といたしましては、デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードについて国民の利便性の向上等を図る観点から、マイナンバーの利用範囲の拡大等の措置を講じるため、今回の法改正が行われました。

この法改正により、特定個人情報の提供範囲を定めていた法別表第2が廃止され、法第19条第8号において、主務省令に規定する事務（特定個人番号利用事務）を処理する場合において、必要な特定個人情報（利用特定個人情報）を利用することができる旨が規定されたことで、新規に情報連携が必要な事務が生じた場合に法改正が必要でなくなり、より迅速な対応が可能となります。

これに伴い、本条例において個人番号の利用範囲を定める規定で引用している法別表第2を主務省令で定める事務に見直しを行うものでございます。

具体的な改正内容について御説明します。

まず、（1）第2条関係は、法改正により新たに定義された特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報を追加するものでございます。

次のページ、（2）第4条関係は、法別表第2が廃止されたことに伴い、第1項及び第3項の法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人

番号利用事務へ、第3項の同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報へ、特定個人情報を利用特定個人情報へそれぞれ修正するものでございます。

最後に、本条例は公布の日から施行し、令和6年5月27日から適用することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前10時59分 小会）

（午前11時00分 本会）

◎議案第58号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第58号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（相澤 誠君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

市民課の相澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて御説明申し上げます。

それでは、議案第58号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書のほうは63、64ページになっておりますが、説明のほうは、さきに配付させていただきました資料に基づき説明させていただきます。

資料は右肩にR6.6.13、総務委員会、議案第58号関係資料、市民課と記載してあるものとなります。

初めに、1、改正の趣旨でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本庁舎1階の守衛室横に設置しております自動交付機が利用できなくなるため、所要の改正を行うものです。

下の点線の四角囲みに地方公共団体情報システムの標準化について少し詳しく説明を記載しておりますので、御覧ください。

まず、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月に施行されまして、原則全ての地方公共団体に対して、目標時期である令和7年度末までに住民基本台帳、地方税、介護保険、国民健康保険などの住民情報を取り扱う20の基幹業務システムを国が定める標準仕様に基づくシステムに移行し、国が指定するガバメントクラウド上で利用することが求められたものです。

この国が定める標準仕様に基づくシステムから抽出したデータを本市独自の仕様で構築しました自動交付機で利用することができなくなることから、移行後は自動交付機を廃止せざるを得なくなったものでございます。

次に、2、改正の内容ですが、1、八代市印鑑条例の一部改正におきましては、自動交付機を利用して印鑑登録証明書の交付を受ける場合

の手續に関する規定の削除等を行うものです。

次の(2)八代市手数料条例の一部改正におきましては、自動交付機で使用する八代市証明書交付カード、いわゆるがめさんカードの交付、再交付手数料の規定の削除を行うものでございます。

なお、八代市証明書交付カード、がめさんカードは窓口で印鑑登録証明書を取得していただく際、引き続き印鑑登録証として使用していただくこととなります。

最後に、3の施行期日ですが、標準仕様に基づくシステムに移行し、自動交付機が実際に利用できなくなる日の令和6年10月28日からの施行となります。

続きまして、資料の下の表に参考と記載しておりますが、そちらを御覧ください。現在、設置しております自動交付機とコンビニ交付を比較したものととなります。

自動交付機の利用時間ですが、午前7時から午後8時まで、コンビニ交付につきましては店舗により異なる場合がありますが、午前6時30分から午後11時までと、自動交付機での利用時間よりも長くなっております。

次に、取得できる証明書ですが、自動交付機で取得できる住民票、住民票記載事項証明書と印鑑登録証明書に加えて、コンビニ交付のほうでは所得証明書も取得することができ、手数料もコンビニ交付のほうが100円安くなっております。

取扱い件数ですが、直近の3年間を申し上げますと、自動交付機は年々減ってきている状況にあります。逆にコンビニ交付は年々増えてきており、令和4年度からは自動交付機の取扱い件数を上回っている状況でございます。

利用方法ですが、自動交付機では証明書交付カードと4桁の暗証番号が必要となり、コンビニ交付サービスにつきましてもマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要となります。

今後の対応につきましては、お近くのコンビニで自動交付機よりも安く証明書を取得いただけるコンビニ交付サービスを推進していきたいというふうに考えております。それに伴い、コンビニ交付に必要となるマイナンバーカードの取得促進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

マイナンバーカードをお持ちでなく、平日の日中の来庁が難しいという方につきましては、毎週木曜日に午後7時まで開庁しております延長窓口のほうで対応していくこととしております。

また、自動交付機の廃止に係る周知につきましては、7月から広報やつしろや市のホームページでお知らせするとともに、自動交付機前にチラシを掲示するなど、きめ細やかな周知に努めてまいります。

以上、御説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません、今言われたかもしれないんですけど、確認でもう1回。

マイナンバーを持っていない方に対する対応というのを、ちょっともう1回教えてもらってよかですか。

○市民課長（相澤 誠君） マイナンバーを持っておられない方は、コンビニ交付のほうではまだ利用できませんものですから、その方につきましては窓口で証明書を取っていただくということになりますので、平日にお時間がちょっと取れないという方は、毎週木曜日に延長窓口をずっとやっておりますので、そちらのほうで来ていただいて、証明書を取っていただければというふうに思っております。（委員野崎伸也君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） すいません、確認ですけども、地方公共団体情報化システムの標準化が令和7年度末までということですね、今回2つの改正がっておりますが、20の基幹業務システムが国が定める標準仕様に基づくシステム移行ということで、この2つでもう本市は終わりですか。まだありますか。

○デジタル推進課主幹兼システム管理係長（松永若子君） デジタル推進課、松永です。よろしくお願いたします。

今のところ条例改正につきましてはですね、自動交付機のみになっております。ほかの課につきましても調査をかけているところなんですけれども、標準化に伴いですね、標準化外の業務において条例改正が発生する見込みがあるのが数件ございます。

以上です。（委員太田広則君「分かりました」と呼ぶ）ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 確認ですけど、この自動交付機については、今まで本庁に1か所だけだったんですか。

それとですね、あと1点。コンビニ交付というのは200円ということで格安になってはいますが、これ、当然コンビニあたりにも手数料とか支払うんでしょうか。その辺り。

○市民課長（相澤 誠君） 今、御質問のですね、自動交付機につきましては、本庁のみ1か所、守衛室横に設置をしておりました。

手数料はですね、予算のほうで支出をしております、1件につき117円の手数料が市から負担をするという形にはなっております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（高山正夫君） はい、ありがとうございます。

いました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（太田広則君） 先ほど、まだシステム移行が数件かあるということでしたので、令和7年度末という期限が来ておりますので、しっかりと間に合うようにですね、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第58号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（中村和美君） 次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送等において届いております要望書等につきましては、タブレット端末にて御確認願います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時11分 小会）

（午前11時12分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する調査に関連して1件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（坂本町田上中畑地区の倒木による緊急対応について）

○委員長（中村和美君） それでは、坂本町田上中畑地区の倒木による緊急対応について、説明を願います。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）坂本支所地域振興課の松田でございます。坂本町田上中畑地区の倒木による緊急対応につきまして御報告をさせていただきます。着座の上、御説明してよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） それでは、資料の1ページを御覧ください。

まずは、倒木の発生状況についてでございますが、令和6年5月13日月曜日、午前8時50分頃に発生いたしました。地元の地区で日々管理してこられました中畑観音堂の御神木の枝が隣接する住宅に倒れまして、屋根の一部を破損している状況でございました。枝と申しましたが、倒れました枝周りが約3メートルほどある大木でございます。幸いにもお住まいの御夫婦は外出しておられ、人的な被害はございませんでした。

倒木の位置でございますが、資料の2ページの坂本町全図を御覧ください。

坂本町田上という地域になりますが、さかもと温泉センタークレオンのそばを流れます百済木川の中流域にあります中畑地区というところになります。

資料の1ページにお戻りください。

(2)の倒木の原因でございますが、樹齢が数百年という老木であります。倒れました枝の根元上部が腐食している状況で、前日の雨も重なり、自重に耐え切れず倒木したものと推測されます。

次に、(3)の緊急対応が必要と判断した理由でございますが、資料3ページから4ページの写真を御覧ください。

3ページ上の写真に倒木した枝が御覧いただけますが、その上に被災した住宅に向かって伸びている倒木のおそれがある危険な別の枝があり、いつ同じように倒れてきてもおかしくない状態となっております。被災された御夫婦は安全確保のため、近隣の中畑公民館で寝泊まりをされている状況でございました。

また、中畑地区は14世帯の小さな集落で、倒木の規模や費用の面からも対応が困難であるということで、倒木、翌日の14日に中畑地区住民4名の方が坂本支所を訪れ、行政による支援を要望されております。

そこで、倒木の状況や地区の事情などを考慮しました結果、まずは早急に撤去を行い、住民の生命、財産を保護する必要があると判断いたしまして、緊急対応を実施いたしました。

すいません、資料の1ページにお戻りいただきまして、(4)の対応の内容につきましては、市で中畑観音堂御神木の倒木に伴う伐採事業補助金交付要領を急ぎ定めまして、中畑地区が支払い不能な額を市が補助金として負担できるように調整を行い、予算措置につきましては緊急性を考慮しまして、予備費から坂本支所予

算へ充用を行い、対応いたしました。

費用負担の内訳でございますが、倒木の処理及び倒木のおそれがある危険な枝の処理に係る総額276万4080円のうち、自治会負担分が42万8000円を引いた残り234万4000円を市による補助金として負担いたしております。

処理の実施につきましては、中畑地区が業者と契約を行い、6月3日月曜日に着手をいたしております。

すいません、資料の5ページから6ページの写真を御覧ください。

倒木、危険木の処理の状況でございます。5ページが倒木処理の状況、それから6ページが危険木の処理状況となります。6ページの下の写真が今回の緊急対応の完了写真となります。現在、クレーンの進入路の田んぼの復元作業などがまだ残っておりますが、来週18日頃の完了予定とお聞きいたしております。

以上、坂本町田上中畑地区の倒木による緊急対応につきまして、報告を終わります。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（山本敬晃君） まず、この倒れた木の種類と、あと八代市内でですね、ほかにこういった倒れた場合に危ない箇所というのがあるのかということと、そういう危険性がある木に対しての調査というか、そういうのをされているのかということとをちょっと伺いたいです。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 今回の倒木の種類は杉の木になります。それから、ほかの——今回の分は、特には市のほうでそのほかというのは、私どものほうはちょっと把握しておりませんが、今回は緊急の対応ということで、まず、その住宅にも被害があったと、それから危険性があったということで処理の対応したということで、今回、要領を定めまして、急遽、補助金で対応したということになり

ます。

あと、ほかの制度——。（委員山本敬晃君「八代市内でほかにこういう何か危険な箇所って何かあっているのかっていうのは調査されているのかという」と呼ぶ）

すいません、そこの調査は、ちょっと私どものほうでは調査を行っておりません。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（山本敬晃君） 分かりました。この樹齢何百年の御神木ということですけど、ここの切られた後の処理ってのは、何かどうされるんですかね。私もちょっとこの前見に行ったんですけど、大体、枝はもう切ってあって、まだ幹が残ってる状態だったんですけど、それはもうそのまま、あとはされるんですか。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 先ほどお示ししました6ページですね、緊急対応の部分というのが、6ページ下の写真が完了の写真となりますけども、この後ですね、ここの部分につきましては、生命、財産を守るということが第一と、それから中畑地区が対応できる費用負担の問題もありましたものですから、緊急対応の分はこれまでということになります。現在、クレーンとか特殊伐採の業者さんがいらっしゃる間にですね、今後また地区のほうでちょっと対応を検討したいというふうにお聞きをしております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（百田 隆君） この自治会負担額の件ですけど、住民負担で14世帯、うち1件当たり3万円って、今こういう大変厳しい時代ですが、やっぱり3万円出すということは非常に厳しいと思います。何かこう、法的な支援策というのはないもんですかね。そのことについて、もしあればですね、皆さんの負担がなくなればという思いで質問しております。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 当

初、こういったことで行政によるこの緊急対応というのができないかということですね、庁内の関係課も交えましてちょっと検討を行ってりましたが、今回の事例はですね、代々地区が管理されてきた御神木ということと民事の案件ということもありましたものですから、全て行政で対応するというのはちょっと難しいと判断したところでございます。

ただ、住民の生命、財産を守るということでありますので、急遽庁内で調整を行いまして、地区からもですね、負担をいただく形で了解をいただきまして、今回、緊急対応したということになります。

○委員（百田 隆君） 皆さん、そういうことについては了解しておられるわけですかね、住民負担は。（坂本支所地域振興課長松田薫君「はい」と呼ぶ）分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 先ほどの山本委員の、ちょっと関連するかもしれませんが、今、6の写真のこの状態というか、今、1本大きな木が立っておりますけど、この辺りは根腐れとかは大丈夫でしょうか。その辺りは調査されているのでしょうか。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 本木のほうも空洞があるということで業者のほうからお聞きをいたしております。

先ほどの繰り返しになりますが、今回の緊急対応の後、クレーンと特殊伐採の事業者がいる間に地区のほうで何とかほかの対応もしようということでお聞きをいたしております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 先ほどの大木の件ですけども、市内のやつで調査してないという話だったんですけども、私を知る限りでも大きな大木というのはかなりたくさんあると思うん

ですが、調査すべきじゃないかなと思うんですけども、今後どのようにされていきますか。

○坂本支所長（松野光洋君） 坂本支所の松野です。

大木の危険箇所^①の調査をしてないというのはですね、坂本のほうの地域の分だけはちょっと把握ができてないと。例えば街路だったりとか、公園関係だったりとか、あとは神社関係とかですね、民地関係もいろいろありますけれども、そちらについては、ちょっとこちらの調査の対象というかですね、業務の対象じゃないんで、ほか所管課のほうの対応になりますので、そちらについては、こういった事例がございましたので、情報共有^②をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 坂本の分は、神社だろうが何だろうが含まれて把握してないということなんですか。

○坂本支所長（松野光洋君） すいません、把握してないというよりもですね、大木が坂本に——かなり山^③がございまして。把握し切れてないというところもあり、全体を把握しているところまでは至ってないということでございます。

○委員（野崎伸也君） 今回のような民地というかですよ、人が住んでいるところの近くにあるやつについては、やっぱり把握すべきだろうというふうに思うんですよね。そこは、やってもらいたいなというふうに思うのと、八代市内全体の話なんですけど、神社とかそういうところに対しては把握されているんですよね、大木については。調査されている。

○坂本支所長（松野光洋君） 市全体の神社とかいうのについては、こちらのほうじゃちょっと把握はできてない状況です。

○委員（野崎伸也君） 所管課と言われたんですが、所管課はどこなんですか。

○坂本支所長（松野光洋君） 公園に関しては、都市整備課^④とか、道路関係だと土木課みたいなところだと思います。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 委員長、すいません、それ、全体の話ばちょっとしたほうがよかって思うとですよ。ちゃんと八代市内のやつをやっているんですかというのをちょっと聞いたほうが私はいいと思う、委員会として。

○委員長（中村和美君） いいですか。ただ、今回は予算としても……。

○委員（野崎伸也君） 今回は。今回はです。それは聞いたほうがいいと思いますと思っておりますけど、どやんかそっち呼ぶとかですよ、ちょっと何かそういう所管課呼ぶとかっていうのをやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。これはこれとして。

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午前11時27分 小会）

（午前11時30分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

ただいま野崎委員から倒木、そして大木関係の市内一円の調査の資料請求の申出がありましたので、お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） 補助金支出の関係なんですけれども、今回、自治会のほうの負担^⑤が14世帯で、1世帯3万円というような話なんですけれども、これはどのような根拠でそのような金額になったのかということですね、確認したいと思います。というのが、今後でもありますね、こういったことが坂本だけじゃなくて、い

ろんなところであった場合、同じ金額になるのかどうか、ならんと多分おかしいと思うんですよ。それがありますので、その根拠というのを教えてください。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 根拠というのは、今回ございません。地区のほうで見積りを取られまして、276万4080円という額が出てまいりました。その中で、14世帯の地区の皆さん集まられて、1軒当たりどれだけだったら負担できるかということで皆さんで決定をされまして、1世帯当たり3万円だったら対応が可能だというお答えをいただきましたものですから、このような負担の割合ということになっております。

○委員（野崎伸也君） これも何かちょっと全庁的なやつが必要なんじゃないかなと思うんですよ。さっきも言いましたけど、やっぱり平等な負担というのがやっぱり求めらるんじゃないかなと思いますので、こっちについても委員長、何か八代市の見解というかですよ、今後の方向性というのはちょっと確認したほうがいいんじゃないかな、総務委員会ですから、やっぱり。同じようなことがやっぱ中山間地だけじゃなくて旧市のほうでもですね、あったときには、どやんすつとかという話になるけんですね、やっぱり。根拠というのははっきりちゃんとやっぱ、何か定めがないといかんかなと思いますので、市としてのその考えをやっぱ確認しておくべきかと思えますけど。

○委員長（中村和美君） それでは、先ほどと一緒にございまして、個人負担というか自治会負担というのは重要なことだと思いますので、今、野崎委員から意見がございましたが、その件に関しましても本委員会として資料を請求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で坂本町田上中畑地区の倒木による緊急対応についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（中村和美君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

○委員（高山正夫君） 先ほど、委員長が調査するっちゃうことで話になっておりますが、市内一円の調査となると相当な数になりますので、例えば民家周辺ですね——民家、公園、そこに隣接する大木、そういったところに限りたいですね、やっぱまとめをしたほうがいいとは思いますが。泉とか相当ありますので。

所管もですね、全てが市有林とかそういうのではないので、県有林もありますし、国有林もありますし、その辺りはですね、やはりされる際は、民家近くに集中した大木というふうですね、そういったものを何か制約されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。ただ漠然と大木の調査となれば、それは泉の釈迦院なんかすごい大きな木がありますからですね。

○委員長（中村和美君） 分かりました。その旨を執行部のほうにも報告させていただきたいと思えます。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査が必要と思えますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について、
協議のため小会します。

(午前11時36分 小会)

(午前11時38分 本会)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

当委員会の管外行政視察につきましては、今
年度は1回とし、令和7年1月頃に実施したい
と思いますので御承知おき願います。

また、調査事項につきましては、書記まで御
連絡いただければと思います。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。これをもって総務委員会を散会いたし
ます。

(午前11時39分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

令和6年6月13日

総務委員会

委員長